

大阪府暴力団排除条例及び大阪府立病院機構発注工事等に係る 暴力団排除等手続要領の施行に伴う事業者からの「誓約書」の提出について

公金が暴力団等の反社会的勢力の資金源となることのないよう、平成23年4月1日から大阪府暴力団排除条例が施行されます。これに合わせ、大阪府立病院機構（以下「機構」という。）においても同条例の趣旨に基づき、大阪府に協力し、同様の取り組みを行うこととし、大阪府立病院機構発注工事等に係る暴力団排除等手続要領を定めました。

機構が発注する全ての契約を対象として、機構と契約を締結する元請負人及び下請負人等の方は、暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出が必要となります。

具体的な内容は、下記のとおりです。

記

- 1 対象 契約金額500万円以上の元請負人及び下請負人等（施工体系図に記載されない資材・原材料等の納入業者を含む。）
- 2 様式 別紙（元請用、下請用）
- 3 提出期限
 - ・ 元請負人は、落札決定後速やかに機構の契約担当者に提出
 - ・ 下請負人等については、当該下請契約等を締結する際に、誓約書を元請負人を通じて機構へ提出
- 4 誓約書の内容に違反した場合に対する措置
当該契約を解除して、違約金を徴収
- 5 誓約書を提出しない場合に対する措置
 - ・ 元請負人が誓約書を提出しない場合は、当該契約を締結しない。
 - ・ 機構の入札参加資格を有する元請負人及び下請負人等が誓約書を提出しない場合（当該入札参加資格者の下請負人等が提出しない場合を含む。）は、3カ月の入札参加停止
- 6 誓約違反の措置を適用する範囲
 - ・ 誓約書の内容に違反した事実が契約期間中に発生した場合（改善された事実があっても措置する。）
 - ・ 誓約書の内容に違反した事実が契約締結前に発生していた場合（ただし、契約までに改善された場合は措置しない。）
- 7 施行日 平成23年4月1日